

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の行動等の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるため、茅ヶ崎市社会福祉事業団では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をしないサービスの実施に努めます。

2 身体拘束適正化検討委員会等の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業団では、身体拘束等の適正化に取り組むため、「身体拘束適正化検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

ア 委員会の委員長は副理事長とする。

イ 各施設における身体拘束等の適正化に関する責任主体を明確にするため、施設ごとに「身体拘束廃止責任者」を置く。身体拘束廃止責任者は施設長とする。

ウ 委員会は、虐待防止委員会との同時開催とするが、関係する職種、取り扱う事項が相互に関連がある場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。

エ 委員会は、年に2回以上委員長が招集し、開催する。

オ 委員会では、次の内容について協議し、検討結果を職員に周知徹底する。

①委員会等の組織に関すること

②身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること

③身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること

④身体拘束等について、職員が相談・報告ができる体制整備に関すること

⑤職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 委員会の所掌業務の実務を実施するため、各施設において「身体拘束廃止会議」を開催します。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年2回及び職員採用時に実施します。

(2) 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。

(3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

(1) やむを得ず身体拘束等を行うときには、「社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団身体拘束取扱要綱」に基づき対応します。

(2) 身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとします。

この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に委

員会を招集するものとします。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、以下の 3 つの要件の全てを満たす状態にある場合は、以下の手順に従って実施します。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(1) 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、委員会において組織として慎重に検討・決定します。

身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載します。

(2) 本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。

(3) 行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告します。

(4) 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組み方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の委員会に報告します。

6 本指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、施設内に掲示等するとともに、法人ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

「身体拘束等の適正化のための研修」に定める研修のほか、外部機関により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

令和4年4月1日制定
令和5年8月28日一部改正

*身体拘束等：身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為のこと